

第35回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日（金）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

(1) 農業委員（17名）

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広
	17番	尾崎 香		

(2) 農地利用最適化推進委員（18名）

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔
矢坂 信昭	杉原 福栄	朝比奈 聡	飯吉 幸二	石田 実男
堀川 恒一	山下 利秋	内田 吉春	関原 正晴	小島 好市
宮下 紀昭	高田 建治	清水 良恵		

4. 提出議題

報告第1号 11月分許可状況について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について
議案第3号 農用地利用配分計画について
議案第4号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	吉越 哲也	次長	西澤 明夫
係長	宮下 桂子	主査	竹田 由之

6. 会議の概要

事務局長

お疲れ様でございます。
本日の出席委員の報告をいたします。
ただいまの出席委員は17名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。

会長

ご苦労様でございます。
今日は、県の農業会議所より巡回指導ということで、谷川次長からもおいでいただいています。後でお話がありますので、よろしくをお願いします。
委員の皆様も足元の悪い中、大変ご苦労様でございます。
ずっと、やむことなく続いた雪で、皆様も大変ご苦労された年明けだったと思いますが、コロナということで、雪がたくさん降り、外出できなかったこともいいことだったのかなと思います。
新年初めてでございます。今年もよろしくお願いいいたします。
先日、上越市の農業者のところへ大雪のお見舞いに行ってきました。
〇〇さんのハウスもかなりひどく倒壊したということで、現場を見て参りました。
また、△△さんは、格納庫がつぶれてしまい、去年買ったばかりの八条の田植え機、トラクター、4トン車等々が中に入っていて、すべてつぶれてしまったということです。
うちの社員をみんな連れていき、1日、片付けの手伝いをして参りました。約10人で大分片付けることができましたが、これから、いろいろ大変だという話をしてきました。
今日は、この後、谷川次長の方からも巡回指導ということでお話がありますし、また、農林課の方でも、今まで皆さんからご苦労いただいた人・農地プランの現在の状況の説明が30分ほどございます。
今日の予定も満載となっておりますので、これから座らせていただきまして、会議の方を進めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第35回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。5番の丸山 善明委員、6番の荒川 美子委員、よろしくお願いいいたします。
本日の議題については、報告事項が4件、議案が4件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議長

まず、報告事項ですが、

- ・報告第1号 11月分許可状況について
- ・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第3号 農地転用事実確認証明等報告について
- ・報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より説明をお願いします。

事務局

では、報告事項について説明します。
1ページ、報告第1号、11月分許可状況についてをご覧ください。
令和2年11月に申請されましたものは、3条申請が14件と、5条申請が3件、事業計画変更承認申請が1件でした。
いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。
次に、2ページ、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご覧ください。12月に届出がありました合意解約は20件です。
主なものについてご説明します。

2ページ、3番と4番、5番と6番、7番と8番、3ページ、15番と16番は、新潟県農林公社を挟んだ農地中間管理事業を活用した契約ですので、同じ土地を2段書きで記載しております。

また、3ページ、19番と20番もえちご上越農業協同組合を挟んだ契約ですので、同じ土地を2段書きで記載しております。19番と20番の解約後は、他の法人へ所有権移転予定で、今月の提出議案となっております。

戻っていただき、2ページ、9番については、イノシシやクマが多数出没し、危険であるため、不耕作となっております。

次に、4ページ、報告第3号、農地転用事実確認証明等報告についてです。

12月につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会が5件と、裁判所からの農地の転用事実に関する照会が1件です。

法務局からの農地の転用事実に関する照会の1番と2番については、長年耕作されず、原野化していることや今後も耕作利用は見込めないことを地区担当委員と現地確認し、非農地と判断しました。3番については、昭和53年に物置及び融雪池として、5番については、昭和54年に物置及び駐車場として、5条の転用許可を受けたもので、転用目的が実現され、現在も引き続き管理されていることを地区担当委員と現地確認をしております。4番については、すでに農地台帳から除外され、70年以上住宅敷地として、管理、利用されてきた土地であり、今後も農地としての活用が見込めないことを地区担当委員と現地確認し、非農地と判断しました。

裁判所からの農地の転用事実に関する照会については、①については、平成5年に庭園・雪置き場等として、5条の転用許可を受けたもので、転用目的が実現されており、②は、保全管理され、転用の事実はないことを地区担当委員と現地確認をしております。

次に、5ページ、報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてです。

12月に届出のありました、相続件数は、相続によるものが10件で、新たなあっせん希望は1件です。

現在、春の耕作に向けて、担い手を探しております。

以上、報告第1号から第4号について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 続いて農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようですので、報告第1号から第4号までの報告事項4件については、ご了承いただきたいと思っております。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。議案第1号については、丸山 善明委員に関する案件であります。丸山委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【丸山 善明委員 退席】

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページを

ご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は大字西野谷地内、登記地目、田が6筆、登記地積合計、13,868㎡であります。

位置図は、資料No.2をご覧ください。

申請地は、これまで他者と譲渡人との間で利用権設定されていた農地で、譲渡人は今後も耕作管理できないため、地元の農事組合法人に相談したところ、話がまとまり、合意に至ったため、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上1件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号の質疑を行います。
事務局的説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

会 長 贈与ってどういうことですか。

事務局 無償ということですよ。
どうしても、もらって欲しいというお気持ちでということでもあります。

議 長 続きまして、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第1号については、許可することに決定をいたしました。

議 長 それでは、丸山委員の退席を解除します。

【丸山 善明委員 復席】

議 長 次に、議案第2号 農用地利用集積計画についてを上程します。
議案第2号のうち、37番、38番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件ですので、最初に1番から36番までの36件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページ、議案第2号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月は新規設定21件、再設定16件、所有権移転1件の合計38件です。
8ページ、8番、12ページ、35番の方が、田と畑、両方がありますので、田と畑別

ですと40件となります。

まずは、そのうち36件についてご説明いたします。

初めに、新規分です。7ページ、1番につきましては、法人の新規就農です。これまで、この法人の代表取締役会長が、所有している農地で唐辛子を栽培し、会社へ売却していましたが、実際は法人の従業員が栽培しており、今年の春から実情に合わせ、法人に土地を無償で貸借し、法人が直接栽培することにより、安定した原材料を確保したいとのこと。これまでも、実際は法人が耕作しており、耕作状況に変更がなかったため、農林課と農業委員会事務局のみでヒアリングを行った結果、一般法人としての必要な要件はすべて満たすと見込まれるため、新規参入を認めることにしました。

5番については、圃場の状態や貸付人からの強い要望により、無償での貸し付けとなっております。

8ページ、7番の②については、賃借人の要望により、農地中間管理事業を利用した貸し付けを解約し、相対での契約に変更したものです。

8番から9ページ、19番は、農地中間管理事業を利用した貸し付けとなります。受け手につきましては、この後の農用地利用配分計画で説明させていただきます。

10ページ、20番から12ページ、35番は、再設定です。対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われず。

次に、36番は、所有権移転です。

11月から続いている上越市の法人の代表取締役への所有権移転です。所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われず。

また、12ページ下段に参考として、この方の農地の状況を載せさせていただきましたので、参考にご覧ください。先月から比べると、上越市と妙高市合わせて4ヘクタールくらい増えています。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第2号のうち、1番から36番に関する質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第2号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から36番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号のうち、1番から36番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きまして、同じく議案第2号 農用地利用集積計画についてのうち、37番、38番を上程します。
37番、38番については、丸山 善明委員に関する案件でございますので、丸山委員は、農業委員会法第31条の規定により、議事参与の制限に該当するため、退席をお願い

いたします。

【丸山 善明委員 退席】

議 長 それでは、議案第2号、農用地利用集積計画についてのうち、37番、38番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、12ページ、37番、38番についてご説明します。
内容については、新規分で、貸付人からの要望により、賃借するものです。
対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第2号のうち37番、38番に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第2号、農用地利用集積計画についてのうち37番、38番を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号のうち37番、38番については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 丸山委員の退席を解除いたします。

【丸山 善明委員 復席】

議 長 次に、議案第3号 農用地利用配分計画についてを上程いたします。
議案第3号のうち、5番から7番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件のため、最初に1番から4番までの4件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ、議案第3号 農用地利用配分計画についてをご覧ください。
まずは、そのうち、1番から4番についてご説明いたします。
これは、先ほど議案第2号で決定いただいた集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。
摘要欄の番号が集積計画の番号と一致します。
期間等、当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第3号のうち、1番から4番に関する質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、1番から4番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち、1番から4番については、市長に要請することに決定しました。

議 長 続きまして、同じく議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、5番を上程します。
5番については、丸山 善明委員に関する案件であります。
丸山委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【丸山 善明委員 退席】

議 長 それでは、議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 では、5番について説明いたします。
こちら、議案第2号で決定いただいた集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。
同じく摘要欄の番号が集積計画の番号と一致します。
期間等、当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第3号のうち、5番に関する質疑を行います。農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、5番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち、5番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、丸山委員の退席を解除します。

【丸山 善明委員 復席】

議 長 続きまして、同じく議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、6番、7番を

上程します。

6番、7番については、私に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長を交代の上、退席します。

【安原 義之会長 退席】

議長
(職務代理) それでは、議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、6番、7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 では、6番と7番についてご説明いたします。
こちら、議案第2号で決定いただいた集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。
同じく摘要欄の番号が集積計画の番号と一致します。
期間等、当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(職務代理) それでは、議案第3号の6番、7番に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議長
(職務代理) ありませんか。
続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議長
(職務代理) ありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第3号 農用地利用配分計画についてのうち、6番、7番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長
(職務代理) ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち、6番、7番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、安原委員の退席を解除します。

【安原 義之会長 復席】

議長 次に、議案第4号 農用地利用状況調査に基づく非農地判定についてを上程いたします。
事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、15ページ以降をご覧ください。

昨年7、8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール、農地利用状況調査の結果を受けて、9月から11月までの間で、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、再度現地確認いたしました。

本案で提案させていただいたものは、農地が非農地と判定確認された、新井南部地域、斐太地域、鳥坂地域についてまとめたものです。

それでは、26ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、629筆、合計面積、167,048.91㎡、約17haとなりました。市全体の農地面積の約0.5%です。

11月、12月で判定議決いただいたものとの累計は、1,899筆、739,709.06㎡、約74ha、農地全体の約2.3%です。

今回、非農地判断とした現地の状況は、森林度合いが高い土地や、現地に雑木が繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された個所としました。

委員の皆さんからは、1年間、農地台帳の正確性の確保にご尽力いただきまして、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

議 長

続きまして、現地を確認した委員の説明をお願いします。

通し番号1番から17ページ下段の通し番号126番までは、15番の生井 一広委員、127番から20ページ下段の通し番号300番までは、1番の渡邊 春男委員、301番から22ページ中段の通し番号397番までは、14番の霜鳥 勝範委員、398番から26ページ通し番号629番までは、3番の尾島 和幸委員よりお願ひします。

15番

ほぼ、事務局の説明のとおりです。

昔の人はよく頑張っこんな奥の方までやっていたんだなという感想です。以上です。

1番

今回、非農地と判定されたものについては、山の中が特に多く、また川べりの両端等がございました。そこにあった田んぼや畑が長年耕作されず、森林、原野化したものであります。

耕作不能であることは、そこで確認をいたしました。以上です。

14番

現地は、雑木が生えており、とても耕作できる状態ではありません。

状況からしますと、もう10年以上、非農地として、耕作されていないような状況でした。

高齢化が進む中、原野化する農地が、ますます増加する傾向にあり、特に宅地付近の畑等の荒廃が、今後、増加すると思われます。以上です。

3番

昨年の11月11日、事務局、市民税務課の職員、担当地区委員3名で、午前中をかけて、調査して参りました。いずれの農地も山林、原野化しておりまして、耕作できるような状態ではありませんでした。

その結果、荒れて、非農地と判定したところは、畑、それから未整備地がほとんどです。非農地として判定しても問題ないと考えていますので、よろしくご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

それでは、議案第4号の質疑を行います。

農業委員の皆様から質問等がありましたらお願ひします。

議 長

無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願ひします。

議 長

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第4号 農地利用状況調査に基づく非農地判定についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第4号については、非農地と判定することに決定をいたしました。

議 長 上越市の新幹線の近くで、イノシシにお尻を噛まれた方もいます。皆様、山間地に入る際は、十分気をつけて業務を行っていただきたいと思います。
今日は、局長がおりますが、来年度の予算の鳥獣害対策、電柵等々なんです、昨年対比で考えると、多少は、予算が多くついていますか。

事務局 電気柵の関係ということでよろしいでしょうか。
次年度につきましては、地元から要望いただいたものについては、基本的にすべて予算化するように調整がついております。国の交付金を使うものと、それから市の単独補助になるものがありますが、その双方で、皆様のご要望についてお答えさせていただきたいというふうに考えております。
あと、余談ですが、1月15日に高床山の森林公園の除雪をする必要があり、スノーシューを履いて、上堀之内から登っていったところで、イノシシに遭遇いたしました。20mぐらい近くまで寄られて難を逃れてきましたが、本当に皆さん、活動には気をつけていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
また、市へいろいろな要望を上げる時期がありますので、こういう鳥獣害等々に対しても、皆様の方でも話をしてあげるといことも一つの仕事だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて、第35回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印